

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県葛城市長

## 公表日

令和1年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する業務
②事務の概要	<p>児童扶養手当制度は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度である。</p> <p>児童扶養手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、所得判定による認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <p>①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 （児童扶養手当法施行規則第1章第1条、等）</p> <p>②現況届の確認に関する事務 （児童扶養手当法施行規則第1章第4条、等）</p> <p>③地方税関係、年金給付関係、障がい者関係等の情報確認に関する事務 （情報提供ネットワークシステムの利用を想定）</p> <p>【子育てワンストップサービス】 マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能を介し、電子申請システムであるe古都ならより認定請求等の届出書類を受領する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、e古都なら（電子申請システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一第37項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び同法別表第二</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （以下、別表第二省令）</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第57の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （以下、別表第二省令） 第31条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第13,16,26,64,65,87,116の項</li> <li>・別表第二省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来創造部 子育て福祉課
②所属長の役職名	子育て福祉課長

葛城市の地域情報	子育て福祉課
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 住所: 奈良県葛城市柿本166番地 電話: 0745-69-3001
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	葛城市役所 こども未来創造部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月8日	I-1-②		【子育てワンストップサービス】にかかる文言を追加	事後	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年12月8日	I-1-③		サービス検索・電子申請機能、e古都なら(電子申請システム)を追加	事後	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年12月8日	I-4-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び同法別表第二</li> <li>・番号法別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> <li>(以下、別表第二省令)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第57の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> <li>(以下、別表第二省令) 第31条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第13,16,26,30,47,64,65,87,116の項</li> <li>・別表第二省令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び同法別表第二</li> <li>・番号法別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> <li>(以下、別表第二省令)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第57の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> <li>(以下、別表第二省令) 第31条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第13,16,26,64,65,87,116の項</li> <li>・別表第二省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</li> </ul>	事後	主務省令更正による再提出
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成26年12月26日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成26年12月26日時点	平成30年10月31日時点	事後	
令和1年7月1日	I-8-連絡先	葛城市役所 保健福祉部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	葛城市役所 こども未来創造部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成30年10月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成30年10月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	